

非常警報器具・非常警報設備

【設置基準】

- ・棟全体の収容人員を基準とする。

【非常警報器具(令24-1)】

- ・警鐘、手動式サイレン、携帯用拡声器、ゴング、ブザー等
※実際は非常警報器具を設置することはほとんどない。
- ・自動火災報知設備、非常警報設備の有効範囲内は設置を免除される。

項	収容人員
<u>4項・6項ロハニ</u> ・9項ロ・12項	20人以上50人未満

【非常警報設備(令24-2)】

- ・下記の防火対象物には非常ベル・自動式サイレン※1・放送設備のうちいずれかを設置する。
- ・自動火災報知設備の有効範囲内は設置を免除される。

項	収容人員
<u>5項イ</u> ・ <u>6項イ</u> ・ <u>9項イ</u>	20人以上
上記以外の1～17項	50人以上
地階・無窓階	20人以上

【放送設備+非常ベルor自動式サイレン(令24-3)】

- ・下記の防火対象物には必ず放送設備を設置した上で、非常ベルか自動式サイレンを併置する※1。
※1 自動式サイレンは現在ほとんど存在せず、事実上非常ベルを設置する。
- ・自動火災報知設備の有効範囲内、または非常ベルか自動式サイレンと同等以上の音響を発する装置を付加した放送設備の有効範囲内は、非常ベルか自動式サイレンの設置を免除される。

項	収容人員
(16の2)項・(16の3)項	全部
前記を除く防火対象物	地上11階以上・地階3階以上
<u>1項イロ</u> ・ <u>2項イロハニ</u> ・ <u>3項イロ</u> ・ <u>4項</u> ・ <u>5項イ</u> ・ <u>6項イロハニ</u> ・ <u>9項イ</u>	300人以上
<u>16項イ</u>	500人以上
<u>5項ロ</u> ・7項・8項	800人以上

【非常ベル・自動式サイレンの音響装置(規25の2-2-1)】

- ・音響装置から1m離れた位置で90db以上の音圧とする。
- ・各階ごとに水平距離で25m以内に音響装置があるように設置する。

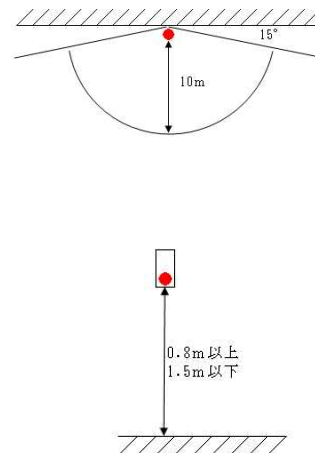
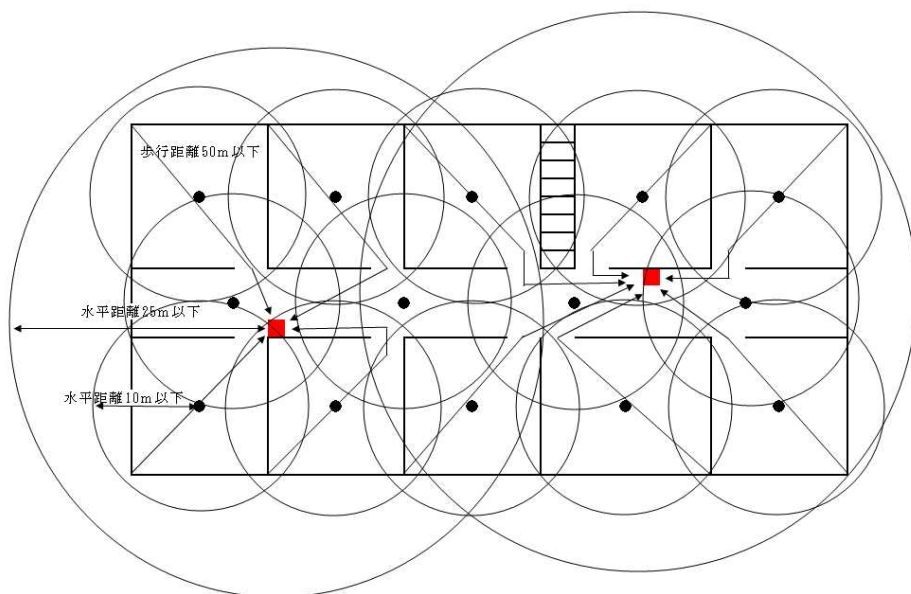
【非常ベル・自動式サイレンの起動装置(規25の2-2-2の2)】 ※起動装置と音響装置の一体型が多い。

- ・各階ごとに歩行距離で50m以内に起動装置があるように設置する。
- ・床面から0.8m以上1.5m以下の範囲に起動装置がくるように設置する。
- ・表示灯は取り付け面と15°以上の角度となる方向に沿って、10m離れた位置から点灯していると容易に識別できるようにする。

【放送設備のスピーカー設置範囲(規25の2-2-3)】

- ・各階ごとに水平距離で10m以内にスピーカーがあるように設置する。
- ・階段および傾斜路(垂直距離15mごとに設置)

非常警報器具・非常警報設備



【放送設備の音声(例)】

- ・ 感知器発報時の放送 — (女声) 「ただいま〇階の火災報知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意下さい。」
- ・ 非火災時の放送 — (女声) 「先ほどの火災感知器の作動は確認の結果、異常ありませんでした。ご安心ください。」
- ・ 火災時の放送 — (男声) 「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難して下さい。」

【非常電源(令24-4-3 規25の2-2-5 規24-4)】

- ①延面積1000㎡以上の特定防火対象物…蓄電池設備・燃料電池設備で、容量10分以上
- ②その他の防火対象物 …蓄電池設備・非常電源専用受電設備で、容量10分以上